

「ぱちんこ営業における広告及び宣伝の取扱いについて（通達）」（令和4年12月23日警察庁丁保発第157号）の内容と警察庁への質疑に対する回答

【R4.12.24通達】

「広告及び宣伝の規制等」違反に該当する類型			
No.	大分類	小分類	規制を受ける表現の例
1	入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示	ア	客一般に入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせるもの 「甘釘」、「天国調整」、「モーニングサービス」、「赤字覚悟の熱血通間」、「全開営業」、「メンテナンス実施」、「出玉勝負」等
		イ	総付景品等の提供、営業所又は遊技機の状況、有名人の招致等を告知する表示であって、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連付けることにより、入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせるもの 「毎月〇日、〇〇〇〇出玉イベント開催」特定の期間において客が獲得する遊技球の数量について、当該営業所における過去の記録等と競ったり、一定の目標等を掲げたりする催物の実施等を示す表示等 ※（〇〇〇〇は遊技機の種類）
		ウ	入賞に伴う遊技機の諸動作又は遊技機の盤面構成の状況を表現する文字等（隠語又はこれに類する表現を含む。）に係る表示であって、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連付けることにより、入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせるもの 「〇〇〇〇、ガバッ!!!」、 「〇〇〇〇、大開!!!」等 ※（〇〇〇〇は特定の機種名又は日付け）
2	大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる表示	ア	隠語又はこれに類する表現に係る表示 「〇大量投入」、「朝一高確率スタート」、高設定における大当たり確率や高設定示唆演出を殊更に強調する表示等 ※（〇は「6」等の高設定を示す数字）
		イ	総付景品等の提供、営業所又は遊技機の状況、有名人の招致等を告知する表示であって、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連付けることにより、設定状況等をうかがわせるもの 「毎月〇日、〇〇〇〇出玉イベント開催」、特定の期間における設定状況について、当該営業所における過去の設定状況等と競ったり、一定の目標等を掲げたりする催物の実施等を示す表示等 ※（〇〇〇〇は遊技機の種類）
		ウ	入賞に伴う遊技機の諸動作を表現する文字等（隠語又はこれに類する表現を含む。）に係る表示であって、設定状況等をうかがわせるもの 大当たり時に発光するランプ、キャラクターの演出等を殊更に強調する表示等
3	賞品買取行為への関与をうかがわせる表示		「〇円交換」、「等価交換」、「高価交換」、「闘火」、出玉ランキング表にそれぞれの出玉に応じた買取価格等を併記する表示等
4	著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示		「大放〇万枚」、「〇万枚オーバー」等
5	遊技料金等の規制違反の疑いのある行為をうかがわせる表示		「大特価賞品」、「無料引換券」最高限度額を超える賞品の提供が受けられることを示す表示、遊技に伴い得られるポイント等の蓄積数に応じて景品の提供が受けられることを示す表示等
6	遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示		ハンドル固定を助長するような表示、目押しサービスを受けられることをうかがわせる表示等

注意：上記、違反に該当する類型（規制を受ける表現の例）に該当するような表現をしないでください。

【質疑と回答】

ホール4 団体から警察庁への質疑				警察庁の回答
No.	大分類	小分類	具体例	
1	国民的行事、地域の行事及び創業記念に関する広告及び宣伝	①	国民の祝日及び世間一般に定着している行事(お盆、ハロウィン等)の期間における来店を勧誘すること	別紙1-①のとおり
		②	地域の行事(寺社の祭事、風宮適正化法施行条例による延長営業に係る祭礼、営業所が属する商店街・町内会の催事等)との協賛を告知すること	別紙1-②のとおり
		③	営業法人又は営業所に係る記念日(創業日、創業周年等)を告知すること	別紙1-③のとおり
2	遊技機に関する広告及び宣伝 営業所に設置している遊技機(設置予定のものを含む。)について、以下の広告及び宣伝を行うこと。なお、設置予定の遊技機については、設置日、設置台数等に「予定」等の文言を付しているもの。	①	機種等に応じて遊技機のサイズ等に差異を設けて表示すること	別紙2のとおり
		②	設置している遊技機の一部機種のみを表示すること	
		③	7 図柄が揃っている状態等の遊技機を表示すること	
3	遊技機性能に関する広告及び宣伝		遊技機製造業者が公表している遊技機の性能(遊技機製造業者が公表している数値から算出されるもの及び遊技客一般に通用する遊技機の種類を含む。)を告知すること	別紙3のとおり
4	遊技結果に関する広告及び宣伝		営業所に設置している遊技機に係る実際の遊技結果を告知すること	別紙4のとおり
5	営業時間に関する広告及び宣伝		法令の規制の範囲内における営業時間の変更を告知すること	別紙5のとおり
6	駐車場における行事に関する広告及び宣伝		ぱちんこ営業者又はぱちんこ営業者以外の第三者が駐車場において行う催事(献血、フリーマーケット、物販等)や地域貢献活動を告知すること	別紙6のとおり

【注意】  
具体例の範囲から逸脱した場合、組合からは正勧告を行います。これに従わないときは警察本部に通報することになります。

警察庁保安課長通達等を踏まえた広告宣伝の対応について

- 回答書に基づく広告宣伝について  
回答書の具体的な例示以外の表現を取り入れたいとの要望もあるかとは思いますが、ホール4 団体においては、警察庁と協議の上「広告宣伝運用基準ガイドライン」をなるべく早い段階で発出する予定にあり、これが示されるまでの間は、回答書に準拠して行うことを厳守していただくようお願い申し上げます。
- 広告宣伝に関する質疑の対応について  
ホール営業者からの質疑先は、警察本部及び警察署ではなく、各加盟団体となります。各加盟団体に内容を精査の上、必要と判断されるものについてホール関係4 団体を通じて警察庁に質疑を行い、ホール営業者等の皆様に対して統一の見解を示すこととなります。組合は、いずれのホール団体にも加盟していないホール営業者からの質疑対応についても行うよう警察庁から付言されています。
- 法令違反が疑われる広告宣伝に関する情報への対応について  
(1) 情報の収集  
ホール関係者は、各種の媒体において、法令違反が疑われる広告宣伝物を確認した場合は、当該広告宣伝物(入手不可能な場合は写真等)を添えて、加盟団体(組合)に報告をお願いします。  
(2) 情報の確認及び是正勧告  
都府県方面遊協に加盟している場合、都府県方面遊協において事実確認を行い、当該広告宣伝が法令違反に該当すると判断し、かつ当該ホール営業者が行ったものであることの確認が取れた場合は、当該ホール営業者には正勧告を行うものとします。  
(3) いずれのホール団体にも加盟していない場合  
都府県方面遊協において事実確認を行い、当該広告宣伝が法令違反に該当すると判断し、かつ当該ホール営業者が行ったものであることの確認が取れた場合は、当該ホール営業者には正勧告を行うものとします。
- 警察本部への情報提供  
当該ホール営業者には正勧告を行っても改善が見られない場合、都府県方面遊協から関係資料とともに警察本部に情報提供を行うこととします。

1.25警察庁保安課長補佐発言メモの抜粋

- 業界団体には、広告宣伝規制が緩和されるといった「誤った認識」が事業者の間に広まり、平成24年の課長通達が発出された当時のような、隠語等を用いた脱法的な広告宣伝による活動が事業者間で再燃することのないよう、事業者に指導等をしていただきたい。
- パチンコ営業の規制を踏まえた上で、パチンコ営業以外の業種においても一般的に通用するような宣伝文句であるかが一つの判断基準になると考えている。
- 回答では、質疑書に記載されている「具体例そのものが広告宣伝規制には違反しない」ということを示しているが、「具体例に記載されている文言、ビジュアルが含まれてさえいれば、どのような場合であっても広告宣伝規制に違反しない」ということまでを示したものではありません。具体例に加えられた内容、文言等によっては、広告宣伝違反ととられてしまう場合もあることに留意が必要。
- 近年の業界団体における業界健全化のための各種取り組みの状況を踏まえ、広告宣伝の健全化についても、業界団体による自主的取り組みを期待し、一定程度、業界団体に委ねることとしている。（都道府県遊協への委任形式）
- 平成24年の全日遊連からの通知に基づき、都道府県遊協では法令違反が疑われる広告宣伝について情報収集を行い、違反行為を認知した場合、事業者に対しては正勧告を行うとともに、都道府県警察に対して情報提供するという取組みを行っている。
- 都道府県遊協から都道府県警察本部に対する情報提供については、都道府県遊協の是正勧告に従わないような案件に限ってもらいたい。
- 広告宣伝の健全化のためには、隠語等を用いた脱法的な広告宣伝を抑止していくことが必要であると考えられることから、業界団体においては、警察庁からの要請を踏まえて「広告宣伝運用基準ガイドライン」を策定中、策定後、警察庁から各都道府県警察に対して共有し、管理者講習等の機会を捉えて各事業者へ周知する。